岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和5年3月31日

岩手県災害対策本部長

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

岩手県災害対策本部規程(平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第17条 [略] 第17条 [略] 2 支部長は、広域振興局副局長(以下「副局長」という。県 2 支部長は、広域振興局副局長(以下「副局長」という。県 南広域振興局にあっては、広域振興局長があらかじめ指名す

あっては、総務部総務センター所長)をもって充てる。

改正前

3・4 「略]

別表第1(第5条関係)

本部に置く部並びに部長及び次長

部	部長に充てる職	次長に充てる職
[略]		
農林水産部	[略]	[略]
		水産担当技監
		漁港担当技監
[略]		

別表第2(第6条、第7条関係)

本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務

部	課等	課等の長 に充てる	主な担当業務
		職	
[用]	各]		
総務	[略]		
部	行政経	[略]	本庁及び出先機関の通信関係の
	営推進		応急対策に関すること。
	課		他課等に対する応援に関するこ
			と。
	[略]		
復興	[略]		
防災	復興く	[略]	[略]
部	らし再		避難所における食料品、生活必
	建課		需品等の需要の把握の統括に関
			すること。

南広域振興局にあっては、広域振興局長があらかじめ指名す る副局長)<u>及び</u>広域振興局経営企画部長(県南広域振興局に る副局長)<u>又は</u>広域振興局経営企画部長(県南広域振興局に あっては、総務部総務センター所長)をもって充てる。

改正後

3 • 4 [略]

別表第1(第5条関係)

本部に置く部並びに部長及び次長

部	部長に充てる職	次長に充てる職
[略]		
農林水産部	[略]	[略]
		水産担当技監
[略]		

別表第2(第6条、第7条関係)

本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務

	~pp√>pp(に同く味み	、味寺の及及び土は担当未物
		課等の長	
部	課 等	に充てる	主な担当業務
		職	
	各]		
総務	[略]		
部	行政経	[略]	
	営推進		
	課		他課等に対する応援に関するこ
			と。
	[略]		
復興	[略]		
防災	復興く	[略]	[略]
部	らし再		避難所における食料品、生活必
	建課		需品等の需要の把握の統括に関
			すること。

			広域一時滞在の実施に係る避難		ĺ			
			者の受入れの協議等に関するこ					
			被災者生活再建支援法(平成10					被災者生活再建支援法(平成10
			年法律第66号)に関すること。					年法律第66号)に関すること。
			[略]					[略]
	[略]					[略]		
ふる	[略]	<u> </u>			ふる	[略]]	
さと	調査統	調査統計	他課等に対する応援に関するこ		さと	学事振	学事振興	公立大学法人岩手県立大学の被
振興	計課	課総括課	<u>Ł.</u>		振興	興課	課総括課	害調査及び応急対策に関するこ
部		<u>長</u>			部		<u>長</u>	<u>Ł.</u>
								私立学校の被害調査及び応急対
								策に関すること。
	学事振	学事振興	公立大学法人岩手県立大学の被			調査統	調査統計	他課等に対する応援に関するこ
	興課	課総括課	害調査及び応急対策に関するこ			計課	課総括課	٤
		長	ے ا				<u>長</u>	
			 私立学校の被害調査及び応急対					
			策に関すること。					
	[略]		<u> </u>			[略]]	
	科学・	[略]	[略]			科学・	[略]	[略]
	情報政		^{「岬」} 通信関係の被害調査及び応急対			情報政	「一一一	
	策室		策に関すること (総務部行政経			策室		策に関すること。
			<u>営推進課の主管に属するものを</u> <u>除く。)</u> 。					
	 各]		<u></u> -		 [#	<u> </u>		
環境	[略]			-	環境	[略]]	
生活	県民く	[略]			生活	県民く	[略]	
部	らしの				部	らしの		
	安全課					安全課		
	廃棄物	廃棄物特	県境不法投棄現場の被害調査及					
	特別対		び応急対策に関すること。					
	<u>策室</u>	<u> </u>	他課等に対する応援に関するこ					
	水土	<u>×</u>						
	若者女	[略]	<u>Ł.</u>			若者女	[略]	
		[[
	性協働					性協働		
	推進室				Γ	推進室		
[H					[H		1	
農林	[略]	1			農林	[略]	1	
	競馬改					競馬改	[略]	
部	革推進				部	革推進		

	室		
	県産米	県産米戦	他課等に対する応援に関するこ
	戦略室	略室長	<u></u> <u> </u>
	全国植	[略]	
	樹祭推		
	進室		
県土	県土整	[略]	[略]
整備	備企画		廃棄物・障害物対策に係る重機
部	室		資材等の確保及び運用調整に関
			すること。
			空港の被害調査及び応急対策に
			関すること。
			応急対策に係る空港の利用に関
			<u>すること。</u>
	[略]		
	港湾課	港湾課総	[略]
		括課長	車両の移動等に伴う損失の補償
			に関すること。
1			

備考 次の表の担当業務の欄に掲げる業務を統括する課等 及び連携が必要な課等は、同表の統括する課等の欄及 び連携が必要な課等の欄に掲げるとおりとする。

担	当業務	統括する課等	連携が必要な課等
	[略]		
廃	棄物・	[略]	廃棄物特別対策室 漁港漁村
障	害物対		課 県土整備企画室 道路環
策	ŧ		境課 河川課 <u>港湾課</u>
	[略]		

別表第3(第6条、第7条関係)

本部の部に置く機関、機関の長及び主な担当業務

部	機	関	機関の長に充てる職	主な担当業務
	恪]		<u> </u>	
県土				
整備				
部				

	室		
	全国植	[略]	
	樹祭推		
	進室		
県土	県土整	[略]	[略]
整備	備企画		廃棄物・障害物対策に係る重機
部	室		資材等の確保及び運用調整に関
			すること。
	[略]		
	港湾空	港湾空港	[略]
	港課	課総括課	車両の移動等に伴う損失の補償
		<u>長</u>	に関すること。
			空港の被害調査及び応急対策に
			関すること。
			応急対策に係る空港の利用に関
			<u>すること。</u>
[#	各]		

備考 次の表の担当業務の欄に掲げる業務を統括する課等 及び連携が必要な課等は、同表の統括する課等の欄及 び連携が必要な課等の欄に掲げるとおりとする。

担当業務	統括する課等	連携が必要な課等
[略]		
廃棄物・	[略]	漁港漁村課 県土整備企画室
障害物対		道路環境課 河川課 <u>港湾</u>
策		空港課
[略]		

別表第3(第6条、第7条関係)

本部の部に置く機関、機関の長及び主な担当業務

	部	機関	機関の長に 充てる職	主な担当業務
	[H	各]		
ĺ	県土	北上川	北上川上流	県管理の下水道施設の被害
	整備	上流流	流域下水道	調査及び応急対策に関する
	部	<u>域下水</u>	事務所長	<u>こと。</u>

	[略]	[#	花巻空 港事務	
--	-----	----	------------	--

別表第5 (第15条、第17条関係)

地方支部の名称等

名	称	所管区域	構成機関又は組織
岩	手県	[略]	盛岡広域振興局 岩手県中央家畜保
災	(害対		健衛生所 北上川上流流域下水道事
策	(本部		務所 岩手県立中央病院 盛岡教育
盛	達岡地		事務所 岩手県立盛岡第一高等学校
力	7支部		岩手県立盛岡第二高等学校 岩手
			県立盛岡第三高等学校 岩手県立盛
			岡第四高等学校 岩手県立盛岡北高
			等学校 岩手県立盛岡南高等学校
			岩手県立不来方高等学校 岩手県立
			杜陵高等学校 岩手県立盛岡農業高
			等学校 岩手県立盛岡工業高等学校
			岩手県立盛岡商業高等学校 岩手
			県立沼宮内高等学校 岩手県立葛巻
			高等学校 岩手県立平舘高等学校
			岩手県立雫石高等学校 岩手県立紫
			波総合高等学校 岩手県立盛岡視覚
			支援学校 岩手県立盛岡聴覚支援学
			校 岩手県立盛岡となん支援学校
			岩手県立盛岡青松支援学校 岩手県
			立盛岡峰南高等支援学校 岩手県立
			盛岡みたけ支援学校 岩手県立盛岡
			ひがし支援学校 岩手県盛岡東警察
			署 岩手県盛岡西警察署 岩手県岩
			手警察署 岩手県紫波警察署
	[略]		

別表第7(第23条関係)

本部支援室の構成及び主な担当業務

班名	主な担当業務
[略]	
対策班	[略]
	広域防災拠点の開設及び運営に関すること。

道事務		
<u>所</u>		
花巻空	[略]	
港事務		
所		

別表第5 (第15条、第17条関係)

地方支部の名称等

名 称	所管区域	構成機関又は組織
岩手県	[略]	盛岡広域振興局 岩手県中央家畜保
災害対		健衛生所 岩手県立中央病院 盛岡
策本部		教育事務所 岩手県立盛岡第一高等
盛岡地		学校 岩手県立盛岡第二高等学校
方支部		岩手県立盛岡第三高等学校 岩手県
		立盛岡第四高等学校 岩手県立盛岡
		北高等学校 岩手県立盛岡南高等学
		校 岩手県立不来方高等学校 岩手
		県立杜陵高等学校 岩手県立盛岡農
		業高等学校 岩手県立盛岡工業高等
		学校 岩手県立盛岡商業高等学校
		岩手県立沼宮内高等学校 岩手県立
		葛巻高等学校 岩手県立平舘高等学
		校 岩手県立雫石高等学校 岩手県
		立紫波総合高等学校 岩手県立盛岡
		視覚支援学校 岩手県立盛岡聴覚支
		援学校 岩手県立盛岡となん支援学
		校 岩手県立盛岡青松支援学校 岩
		手県立盛岡峰南高等支援学校 岩手
		県立盛岡みたけ支援学校 岩手県立
		盛岡ひがし支援学校 岩手県盛岡東
		警察署 岩手県盛岡西警察署 岩手
		県岩手警察署 岩手県紫波警察署
[略]		1

別表第7 (第23条関係)

本部支援室の構成及び主な担当業務

班 名	主な担当業務		
[略]			
対策班	[略]		
	広域防災拠点の開設及び運営に関すること。		
	広域一時滞在の実施に係る避難者の受入れの協		

	受援班が設置されるまでの間の受援班業務に関すること (情報班の主管に属するものを除く。)。
情報班	[略]
	本部員会議資料の作成に関すること。
	受援班が設置されるまでの間の被災地における
	支援の需要の把握に関すること。
[略]	

[略]

別表第8 (第27条関係)

指定職員配備体制に当たる構成機関又は組織

区分	部及び班	指定職員配備体制に当たる構成機関 又は組織
本部	[略]	
	総務部	総務室 管財課 行政経営推進課
	[略]	
	県土整備	県土整備企画室 道路環境課 砂防
	部	災害課 河川課 都市計画課 下水
		環境課 建築住宅課 港湾課
	[略]	
[略]		

	議及び調整に関すること。
	受援班が設置されるまでの間の受援班業務に関
	すること(情報班の主管に属するものを除く。
) 。
情報班	[略]
	本部員会議資料の作成に関すること。
	広域一時滞在の実施に係る避難者の受入れの報
	告に関すること。
	受援班が設置されるまでの間の被災地における
	支援の需要の把握に関すること。
[略]	

[略]

別表第8 (第27条関係)

指定職員配備体制に当たる構成機関又は組織

区分	部及び班	指定職員配備体制に当たる構成機関 又は組織
本部	[略]	
	総務部	総務室 管財課
	[略]	
	県土整備	県土整備企画室 道路環境課 砂防
	部	災害課 河川課 都市計画課 下水
		環境課 建築住宅課 港湾空港課
	[略]	
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。